

松田信哉司法書士法人

〒857-0042 長崎県佐世保市高砂町4番11号
Phone 0956-25-1737 Fax 0956-25-1736
E-mail info@ms-shiho.com

相続登記必要書類（自筆証書遺言がある場合）

被相続人（亡くなられた方）

- 戸籍謄本又は除籍謄本（亡くなられた記載のあるもの）
- 戸籍の附票（改正されている場合は改正前のもの（改正原戸籍の附票）も必要。また、改正前に亡くなられている場合も改正前の改正原戸籍の附票が必要。）
- 住民票（又は住民票の除票）
- 権利証書（戸籍の附票で登記簿上の住所から最後の住所までの履歴が証明できない場合に必要）

相続を受ける相続人（遺言で相続人に指定された方）

- 自筆証書遺言書（家庭裁判所で検認を受けたもの）
- 検認済証明書（上記遺言書に関する証明書）
- 戸籍謄本（被相続人と同一の場合は不要）
- 住民票（本籍地記載）
- 委任状（登記申請用）
- 固定資産評価証明書（又は固定資産税通知書。最新のもの）
- 身分証明書写し（免許証、パスポートなど）
- 登記費用

なお、遺言書に「遺贈」の記載がある場合は、下記の書類が必要です。

遺言執行者の指定がある場合は、「遺言執行者の印鑑証明書及び実印」

遺言執行者の指定がない場合は、「相続人全員の印鑑証明書及び実印」

登記費用について

固定資産評価額を基に算定されます。

司法書士報酬と登記申請時に登録免許税の納付が必要です。

司法書士報酬 固定資産評価額、物件の場所・数、申請件数などにより異なります。

登録免許税	土地	固定資産評価額 × 4/1000	} 平成29年4月1日現在
	建物	固定資産評価額 × 4/1000	

例) 相続対象不動産が土地1筆及び建物1個、この固定資産評価額の合計が1000万円で相続人が1名の場合 約9万円（報酬＋登録免許税）